

令和8年度学習支援セット貸出サービス実施要項

1 趣旨

児童生徒の学習支援及び読書活動推進を目的とし、学校図書館や市町村立図書館・公民館等の充実に資するため、図書セットの貸出を行う。

2 貸出対象

県内の小・中学校、高等学校、義務教育学校、特別支援学校、市町村立図書館・公民館等（以下「学校等」という。）

3 貸出する図書セット

県立図書館が設定した各種図書セット（詳細は県立図書館ホームページに掲載）

4 貸出セット数と期間

- (1) 貸出セット数は、1校（施設）5セットを上限とする。ただし、貸出回数に上限は設けないこととする。
- (2) 貸出期間は、1回の貸出につき最長3か月までとする。ただし、他に予約が入っていなければ、1か月ずつ3回まで延長できることとする。

5 申込み方法

図書セットの申込方法は、以下のいずれかとする。なお、全ての学校等が直接県立図書館へ申し込むこととする。

- (1) 市町村立小・中学校、義務教育学校、県立学校及び市町村立図書館・公民館等の場合
様式1によりメール又はFAXで申し込む。
- (2) 私立・国立学校の場合
様式2によりメール又はFAXで申し込む。

6 受取・返却方法

図書セットの受取・返却方法は、以下のいずれかとする。

- (1) 市町村立学校、県立学校及び市町村立図書館・公民館等の場合
 - ① 県立図書館への来館（青森市内に限る。）
 - ② 市町村立図書館・公民館等への搬送（青森市内を除く。）
- (2) 私立・国立学校の場合
 - ① 県立図書館への来館
 - ② 郵送・宅配（青森市内を除く。）

※（1）、（2）とも送料は貸出・返却とも県立図書館が負担

7 図書セットの管理

学校等は、借受けた図書セットを破損・紛失等が生じないように適正に管理することとする。

図書セットの受取・返却の際は、各学校等においてセット内容を確認し、不備があった場合には県立図書館へ報告する。

万一、破損・紛失等が生じた場合は、県立図書館の規定に基づき弁償を求める場合がある。

8 その他

- (1) 予約については、申込み日から3か月先までの貸出について、受け付けることとする。
- (2) 申込みは通年とし、申込み多数の場合は先着順を基本として県立図書館で調整する。